

Jxiv 投稿規約

2022年3月24日
2024年12月20日改定

本投稿規約（以下、「本規約」といいます。）は、投稿者が、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」といいます。）が運用するプレプリントサーバ、Jxivでのサービスを利用するための条件を定めるものであり、JSTと投稿者との間のサービス利用契約の内容を規定するものです。なお、投稿・公開について別途定めるガイドラインその他の規定は、本規約の一部として、投稿者を拘束するものとなります。投稿者は、本規約に従って、サービスを利用する必要があります。

本規約に規定する要件を満たしていない場合、投稿者は、Jxivにおける投稿・公開サービスを利用することができません。

なお、Jxiv上のプレプリント及びプレプリントデータ（1条で定義されます。）の閲覧者による利用については、Jxiv閲覧規約が適用されます。

本規約は、JSTの裁量により、変更されることがあります。

1条 Jxivの目的

Jxivは、JSTが運営するプレプリントサーバで、研究者より投稿された、日本語あるいは英語による研究論文のプレプリント及び関連データを公開するものです。Jxivは、研究成果の迅速な公開と共有を可能とすることにより、研究プロセスの早期段階からオープンな議論を促し研究開発を加速すること、及び成果公開のインセンティブ（先取権の証左となることの期待等）に寄与することを目的としています。

投稿者は、本規約に従って、Jxivにプレプリント及び関連データを投稿し（以下、投稿された論文等の著作物を「プレプリント」、そのデータ（プレプリントに相当するテキストデータを含みます。）を「プレプリントデータ」といいます。）、同サーバ上でプレプリントデータの公開を可能とするサービス（以下、「本投稿サービス」といいます。）を利用することができます。

2条 投稿者の要件

本投稿サービスへ投稿するためには、投稿者は、以下の要件を備えている必要があります。かかる要件を満たしていない場合、本投稿サービスを利用することができず、プレプリントデータは公開されません。

- (1) 本投稿サービスのアカウントを有していること。
本投稿サービスのアカウントを取得するには、researchmapのアカウント、又はORCIDのアカウントを有している必要があります。
- (2) 過去に、JSTにより本投稿サービスの利用を停止され、その他本投稿サービスのアカウントの停止を受けたことがないこと（但し、JSTが本投稿サービスの利用を特

に認めた場合を除きます。)

- (3) 投稿者は、本規約における個人情報の取扱いの定め、及び、Jxiv プライバシーポリシーに同意していること。
- (4) 本投稿サービスを利用するにあたり、JST に真実を申告・提示していること。
- (5) 投稿にあたり、プレプリントに表示する著者名において、本名又は継続して使用している通称等を使用すること。
- (6) プレプリントに関し、本規約に従って本投稿サービスに投稿する権限を有していること。これには、以下の内容が含まれます。
 - a. 投稿者はプレプリントの著者であること。
 - b. プレプリントが共著である場合、全ての共著者から本投稿サービスへの投稿について同意を得ていること（前(3)記載のプライバシーポリシー等への同意を含みます。)

3条 プレプリント及びプレプリントデータの要件

本投稿サービスを利用するために、プレプリント及びプレプリントデータは、以下の全ての項目を満たしている必要があります。かかる要件を満たしていない場合、本投稿サービスへ投稿することができず、対象となるプレプリントデータは公開されません。

(1) 研究内容に関する要件

- a. プレプリントにかかる研究が、倫理的要件に従って遂行されていること。特に、以下の手続き等を要する研究の場合には、その内容がプレプリント内において明示されていること。
 - (a) 研究倫理委員会から承認を得ていること。
 - (b) 研究参加者又は研究対象者から必要なインフォームドコンセントを取得していること。
- b. プレプリントにかかる研究が、当該研究分野において標準とされる適切な慣行に従って行われていること。
- c. 研究の根拠となるデータ、プログラム、及びその他のコンテンツが参照可能であること。
- d. 科学的な手法・論理を用いた、科学的な論文であること。
- e. 原著論文においては、研究の新規性が認められること。

(2) プレプリントの内容に関する要件

- a. ジャーナル等に投稿する前、あるいはジャーナル等に投稿された場合は、査読結果を受けて改訂する前の論文（原著論文、レビュー論文、解説論文等。論文の体裁をなしている講義録も含まれます。）であること（但し、投稿者の責任において、査読コメント等を提供したジャーナル等の許諾を得た場合にはこの限りではありません。)
- b. 全てのプレプリントにおいては、オリジナリティが認められること。
- c. 先行研究を踏まえて学術的あるいは技術的位置づけが明確に示され、論理が合

理的に展開されていること。

- d. 人工知能（AI）等を用いた汎用プログラムその他自然人でないものが作成した
ものではないこと。また、著者が、プレプリント執筆にあたり人工知能（AI）
等を用いた汎用プログラムを利用する場合には、使用方法などの情報をプレプ
リント中に明記すること。
- e. 人工知能（AI）等を用いた汎用プログラムが行った作業については、その内
容・出典などを含む全てについて、著者が全責任を負うこと。
- f. Jxiv を含むプレプリントサーバあるいはジャーナル等の出版者において既に公
開されている論文（以下、「原版」といいます。）の翻訳版でないこと（但し、
後記に従って一定の例外については本投稿サービスを利用することができます。
）。

(3) 利益相反に関する開示

- a. 全ての著者について、利益相反に関する開示がされていること。

(4) 翻訳版に関する要件

原版の翻訳版は、日本語又は英語での翻訳であって、以下の要件を備えている場合
に、本投稿サービスを利用できます。

- a. 原版の著者による翻訳であること（原版が共著である場合、翻訳版の著者が、
原版の著者と同一であることを含みます。）。特に、著者が翻訳にあたり翻訳補助者
等を利用する場合には、使用方法などの情報をプレプリント中に明記するとともに、その翻訳
方法・内容などを含む全てについて、著者が責任を負うこと。
- b. 投稿者は、原版の翻訳版を Jxiv に投稿し公開することについて、原版がジャー
ナル等の出版者において既に公開されている論文の場合、原版の出版者あるい
はそれに準ずる者から許諾を得ていること。原版がプレプリントの場合、原版
が公開されているプレプリントサーバから、他のプレプリントサーバでの公開
についての許諾を得ていること。翻訳版を Jxiv で公開するために必要な許諾の
内容については、投稿時点で効力を有するガイドラインに従うこと。
- c. 翻訳版は、原版の忠実な翻訳であること。
- d. 原版の翻訳版であることが明確に分かるように、プレプリントの冒頭に、翻訳
版であること、及び、原版の書誌情報を明記すること。

(5) 投稿・公開権限に関する要件

a-1 投稿・公開・出版済みの論文及びプレプリント等についての投稿制限・許諾

下記(a)から(b)に掲げる投稿・公開・出版済みの論文及びプレプリント等（実質的同一なも
のを含みます。）については、下記 a-2 で明示的に許される場合を除き、本投稿サービスを利用
できません。

- (a) 既に Jxiv を含むプレプリントサーバ等に投稿済みのもの（公開しない旨の決
定をうけていないものに限り、）又は公開済みのもの。
- (b) ジャーナル等にて審査中のもの、又は公開・出版済みのもの。

a-2 前号(a)から(b)に該当する場合であっても、ジャーナル等での投稿版・公開

版・出版版が存在し、かつ、当該ジャーナル等が予め Jxiv を含むプレプリントサーバへの投稿・公開を許諾している場合（当該ジャーナル等が本投稿サービスへの投稿・公開を許している場合を含みます。）には、本投稿サービスを利用できます。

b. プレプリントで使用する他者の著作物についての投稿制限・許諾

プレプリントで使用する他者の著作物（図・表・文章等を含みます。）については、投稿者の責任において、その著作権者等に対して複製及び公衆送信その他本規約に基づいた利用（本規約第7条に定める場合を含みます。）が行われることについて、必要な全ての許諾を得ている場合に、本投稿サービスを利用できます。

(6) プレプリントの適法性・相当性に関する要件

a. プレプリントに捏造、改ざん、盗用といった研究不正がないこと。

b. プレプリントが以下に該当するものでないこと。

- (a) JST 又は第三者の著作権、著作者人格権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、営業秘密その他の権利、利益を侵害する、又はその虞があるもの。
- (b) 法令若しくは公序良俗に反する、又はその虞があるもの、不合理に社会不安を煽るもの。
- (c) 詐欺、脅迫、信用毀損、名誉毀損、公職選挙法違反その他法令に違反する、又はその虞があるもの。
- (d) 過剰な性描写、残酷な表現、犯罪を誘発する表現、差別表現を含むもの。
- (e) 特定の政党その他の団体への支持獲得、その他当該団体に関する活動を主たる目的とするもの。
- (f) 特定の宗教への宣揚、その他の宗教活動を主たる目的とするもの。
- (g) 広告又は宣伝目的のもの。
- (h) 公表することにより外国為替及び外国貿易法その他の法令等に違反する、又はその虞のあるもの。
- (i) プレプリントの公開により、JST、又は本投稿サービスの信頼性を著しく損なう可能性があるもの。

c. プレプリントにその他の倫理的な問題がないこと。

(7) ファイル形式等に関する要件

投稿するプレプリントデータが、タイトル、著者名、所属、責任著者の連絡先、キーワード、抄録（要旨）、本文、謝辞、引用情報、図、表など、必要に応じた項目を全て含めた 1 つの PDF 形式にて作成されていること（投稿に際しプレプリントデータには関連データを添付することができますが、関連データを含めプレプリントデータとして投稿可能なファイル形式、ファイルサイズ上限等については投稿時点で効力を有するガイドラインに従っていることが求められます。）。

4条 スクリーニング（選別）について

JSTは、投稿者及びプレプリントが本規約記載の要件を満たしているかを確認するため、JSTの裁量において必要な限度の選別を行う権利を有するものとします。但し、JSTが選別の義務を負うものではありません。選別の結果、本規約記載の要件を満たさないと判断した場合、公開しません。JSTは、かかる選別に関し、researchmap、ORCIDの検索を含むインターネット検索等を使用し著者の本人確認をする、あるいはTurnitin社の論文等類似性検証ツールであるiThenticateを使用しプレプリントの内容がオリジナルなものであるか確認する、その他第三者の提供するサービス等を使うことがあり、投稿者はプレプリントあるいはプレプリントに関する書誌情報に関し、かかる第三者提供のサービスの利用がされることに同意するものとします。

なお、投稿者は、(1) JSTがかかるスクリーニングを終了するまでは、プレプリントが公開されないこと、(2) JSTはスクリーニングを迅速に行うために経済面も含め合理的な努力を行うものの、公開日に関する保証はできないことを予め了承するものとし、この点に関し、JSTが何ら責任を負担しないことに同意します。

5条 プレプリントの公開

投稿者は、投稿者並びにプレプリント及びプレプリントデータが本規約記載の要件を満たす場合、プレプリントが、以下の条件に従って公開されることに同意するものとします。

(1) 無加工

プレプリントデータ及びプレプリントに関する書誌情報は、本規約で明示的に定める場合を除き、JSTによる加工・編集がなされることなく、投稿者がアップロードしたファイル及び入力した情報がそのまま公開されること。

(2) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

投稿者は、本投稿サービスの利用に際し、投稿するプレプリントに関しクリエイティブ・コモンズ中の適切なライセンスを選択し、これに従って二次利用を許諾しなければなりません。また、クリエイティブ・コモンズの規程により、一旦付与されたクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの変更・取り消しはできません。

(3) 公開条件（なお、投稿者はこれに関連し、プレプリント及びプレプリントデータの投稿により、JSTに対し、かかる公開のために必要なプレプリント及びプレプリントデータの利用に関するライセンスを付与するものとします。）

a. プレプリント及びプレプリントに関する書誌情報は、インターネットを通じて不特定多数の者が自由に閲覧でき、また、プレプリントデータをダウンロードすることができること。

b. プレプリント及びプレプリントに関する書誌情報は、個人情報である著者名、所属機関名を含め、JSTが契約する第三者（以下、「外部連携先」といいます。外部連携先は、JST独自の合理的な裁量にて決定されるものとし、いずれの国又は地域に所在するか、営利・非営利を問わず、連携先のサービスが有償か無償かを問いません。）に対して提供され、態様を問わず利用されること（外部連携先については下記7条に示します。）。

- c. プレプリントデータにはジャパンリンクセンターにより DOI が付与されること。ジャパンリンクセンターに関連する内容は別記のとおり定めています。
- d. プレプリントは、ジャーナル等に受理され公開・出版されたのちも、査読前原稿として半永久的に公開されつづけること。
- e. プレプリントがジャーナル等から出版された場合、ジャーナル等公開版へのリンクを設定すること（その際、プレプリントデータの公開時に登録された書誌情報を変更・消去することはできません。）。
- f. 投稿するプレプリントデータに第3条各号及び第10条第3号において注記が必要とされる場合においては、当該注記事項を示す表紙等を付して公開すること（JSTにおいて、表紙等の付与のためのプレプリント及びプレプリントデータの結合・分割の作業を実施する場合があります。）。
- g. プレプリントに関する書誌情報に不備があり、これへの修正が要される場合においては、当該修正を行うこと（JSTが実際の修正作業を実施する場合でも、投稿者が最終確認を行うことにより投稿者の責任において修正を行ったこととなります。）。

6条 プレプリントの著作権について

プレプリントの著作権及び他の権利は、その著者（著者との合意により著作権を取得した者を含みます。以下同じ。）に帰属します。本投稿サービスの利用により、投稿者は全ての著者を代表して、JSTに対し、プレプリント及びプレプリントデータを本規約に従って利用することに関する非独占的なライセンスを付与するものとします。著者は、プレプリントのジャーナル等への投稿及び出版など、自らの判断においてプレプリントを自由に利用することができますが、JSTに付与したライセンスを制限する行為を行うことはできません。なお、プレプリントの公開の際に付された書誌情報は著者が著作権者である旨を表示するものであり、一旦付された書誌情報は、変更あるいは消去することはできません。

JSTはプレプリントデータの著作権保護につき何ら義務を負うものではありません。また、第三者によるプレプリントデータの著作権にかかわる許諾についての要求や問い合わせに対応する義務も負いません。

7条 JST及び外部連携先におけるプレプリントにかかる各種データ利用等について

(1) JST文献データベースへの収録等

著者は、JSTに対し、下記a号からd号に定める通り、JSTがプレプリント及びプレプリントデータをJST文献データベース（JSTが作成する科学技術刊行物等に関するデータベースを指します。JST文献データベースにはJDreamIII、J-GLOBAL及びそれらのデータ作成のための内部システム及びそれらの後継データベースが含まれます。）に組み込むこと、利用すること、及び第三者に利用を許諾することを許諾したものとします。なお、JSTは、いずれの場合でも、外部に公開しているJST文献データベースにおける掲載記事本文の表示はスニペット等にとどめ、全部を表示することは致しません。

a. JST 文献データベースへのプレプリント及びプレプリントデータの収録（複製を含みます。）、プレプリント及びプレプリントデータ収録後の JST 文献データベースの第三者への提供及び複製等の利用の許諾（有償・無償を問わず、また、再利用許諾も含みます。）

b. プレプリント及びプレプリントデータからのデータの一部抽出、抽出後のデータの第三者への提供及び利用許諾（第三者からユーザへの再利用許諾も含みます。また有償・無償を問わないものとします。更に、他の情報（特許情報を含みますが、これに限られません。）と組み合わせて利用することができるものとします。）

c. 書誌情報及び抄録の翻訳（言語を問わないものとし、また機械翻訳の場合を含めて、翻訳版に関する権利は JST が有するものとします。翻訳したものについても前二号の通り利用及び利用許諾できるものとします。）

d. 情報システムの開発等及び情報解析における利用（プレプリント及びプレプリントデータを、情報システム（自動索引付与及び機械翻訳のシステムを含みます。）の開発・構築に利用できるものとし、また自動索引付与等の情報解析に利用することができます。）

(2) JST 文献データベースにおける著者情報の取り扱い

個人情報である書誌情報に含まれる著者情報は、情報システムの開発・構築、電子計算機による情報処理、JST 文献データベースへの収録・アップデート（名寄せ等を含みます。）及び情報提供の目的で利用されます。JST 文献データベースに収録された著者情報は、JST 文献データベース又は JST 文献データベースに含まれる情報の販売、調査、分析・研究等を行う者に提供されます。提供先は国外の場合があり、また、提供先における当該情報の利用に関しては、当該提供先の個人情報の利用目的にしたがって、利用されます。

(3) JST 文献データベースにおける一部省略、切除、修正変更等

JST は、プレプリント及びプレプリントデータの複製、システム上での表示、JST 文献データベースへの収録等につき、プレプリント及びプレプリントデータの文字数がシステム上許容される上限を超える場合又はこれらの情報に表現できない文字、脱字、誤植等が含まれている場合は、必要な範囲に限り、一部省略、切除、修正、変更等の措置を講ずることができるものとします。また、変更等を加えたままで、第三者に提供及び利用許諾ができるものとします。

(4) 外部連携先における利用等

JST は、研究成果の共有、利活用を促進する目的で、国内外の科学技術刊行物に関する識別子等の登録機関との連携、所在検索サービス、情報解析サービス（論文等類似性検証サービスを含みます。）との連携、その他調査・分析・研究等のための連携を行い、プレプリント、プレプリントに関する書誌情報及びその他プレプリントデータをこれらの外部連携先（ジャパンリンクセンターを含みます。）に提供することがあります。つまり、外部連携先によるクローリング、複製、インデクシング、データベースへの蓄積、分析及び分析結果の表示、頒布、その他外部連携先が自己のサービス（営利・非営利、有償・無償を問いません。）に必要な利用（複製、送信、ウェブサイトでの表示、外部連携先からプレプリントデータを入手した第三者の利用を含みます。）に供されることとなります。投稿者は著者を代表し、JST に対し、外部連携先による、かかるプレプリ

10 条 プレプリントの取り下げ、改訂、撤回、公開停止

(1) 取り下げ

投稿者は本投稿サービスにてプレプリントが公開される前であれば、投稿したプレプリントを取り下げることができます。

(2) 改訂

本投稿サービスにてプレプリントが公開された後も、そのプレプリントがジャーナル等に受理される前であれば、投稿者は新たにプレプリントの改訂版を投稿する、あるいは書誌情報を変更することができます。投稿された改訂版及び書誌情報の変更に関しても、2 条から 4 条を含め、本規約が適用されます。投稿されたプレプリントの改訂版の投稿の場合、新しい版は改訂前の版と相互にリンクされ、改訂前の版は削除されることなく閲覧可能なまま残ります。さらに、書誌情報として改訂版の投稿あるいは書誌情報の変更の日時及び理由が表示されます。

ジャーナル等による査読やそれに準ずるものに基づいて、プレプリントの改訂を行うことはできません。また、ジャーナル等に受理されたもの、あるいは公開・出版されたものを、既に投稿されたプレプリントの改訂版として投稿することはできません。但し、投稿者の責任において、ジャーナル等の査読コメント等を反映した改訂版を公開することについて許諾を得た場合や、既に受理又は公開・出版されたジャーナル等から本投稿サービスに改訂版として投稿することについて許諾を得た場合にはこの限りではありません。

投稿者は一旦公開されたプレプリント及びプレプリントデータを削除あるいは非公開とすることはできません。

(3) 撤回

JST はプレプリント公開後に投稿者、プレプリント、プレプリントデータが本規約記載の要件を具備していないと判断した場合、プレプリントを撤回することがあります。撤回の要否の判断は、JST のみが行います。なお、撤回されたプレプリントは撤回された旨を示す改版を行い、プレプリントデータは撤回された旨の表紙を付した形で公開されます。

(4) 公開停止

JST は、投稿者、プレプリント、プレプリントデータが本規約記載の要件を具備しておらず本投稿サービスにおける公開が不適切であると、JST がその独自の裁量にて判断した場合、プレプリントを撤回としたうえで公開停止とすることがあります。また、特定のプレプリントに対し、裁判所その他の公的機関において、公開を停止する旨の裁判その他の命令がなされた場合、JST は、対象のプレプリントについて公開停止その他の必要な措置を行います。

なお、(3) 又は(4)によりプレプリントが撤回又は公開停止となった場合、法令等により禁じられる場合を除き、本投稿サービスにおいては、該当するプレプリントが撤回又は公開停止となったこと、及び、その理由と日付を明示したうえで、全ての書誌情報は公開され続けます。

プレプリントの取り下げ、改訂、撤回、公開停止の手続きの詳細についてガイドラインに記載してありますので、ガイドラインに従ってください。

11 条 反社会的勢力の排除

(1) 反社会的勢力等の該当

投稿者は、全ての著者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他集団的に又は常習的に暴力的又は違法行為を行うことを助長し、市民生活の安全を脅かす虞がある団体若しくはかかる団体の構成員又はこれらに準ずると判断される者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 反社会的勢力等との関与

投稿者は、全ての著者が、反社会的勢力等と、支配され、又は便益を供与するなどの実質的な関係を有しないことを確約するものとします。

12 条 本投稿サービス利用上の制限

(1) JST の調査の義務

本投稿サービスは、本規約 1 条に記載の Jxiv の目的に鑑み、プレプリント及びプレプリントデータを投稿者が投稿した状態で公開するものであり、JST は、プレプリントの論理性、科学性、正確性、妥当性等、及びプレプリントデータの正確性、完全性、安全性（不正プログラム等の混入のないことを含みます。）につき、調査・修正その他の義務を負うものではありません。

(2) 本投稿サービスの提供

本投稿サービスは現状有姿にて提供されるものであり、JST は、本投稿サービスが誤謬・中断なく又は永続的に提供されることを保証せず、また、本投稿サービスの停止・中断・終了について何ら責任を負担しません。

(3) 本投稿サービスの停止又は中止

JST は、本投稿サービスの維持、補修その他必要があると認めるときは、自己の裁量により、本投稿サービスの全部又は一部にかかる運用の停止又は中止を行うことができるものとします。

(4) 本投稿サービスの変更又は終了

JST は、業務上の必要性その他のやむを得ない場合には、本投稿サービスの内容を変更し、又は終了することができるものとします。この場合、JST は、合理的に可能な範囲で、本投稿サービスの変更・終了を投稿者に通知するよう努めるものとします。

13条 禁止事項

投稿者は、本投稿サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約（関連するガイドラインを含みます。）又は Jxiv 閲覧規約に反して本投稿サービスを利用する、又は Jxiv 上のコンテンツを閲覧すること。
- (2) 本規約 1 条に記載の Jxiv の目的に合致しない態様で本投稿サービスを利用すること。
- (3) 法令等若しくは公序良俗に違反する行為、又はその虞のある行為を行うこと。
- (4) 本投稿サービスに関連するシステム、プログラムに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル又はソースコードを抽出する、又はこれを試みること。
- (5) 不正アクセス、又はこれを試みること、その他集中的アクセスで本投稿サービスに過度な負荷をかける行為、又は、コンピュータウイルスその他の有害なプログラムの使用等、本投稿サービスのためのシステムやセキュリティへの攻撃とみなされる行為（それを誘発する行為を含みます。）、本投稿サービスの運営、管理において支障を及ぼすか若しくはその虞がある行為を行うこと。
- (6) 機械的及びそれに準じた手段を用いて、本投稿サービス上のデータを大量にダウンロードする、又はこれを試みること。
- (7) その他、Jxiv の運用又は JST の事業に支障を及ぼす行為を行うこと。
- (8) 前各号に準ずるような、JST が不適切と合理的に判断する行為を行うこと。

14条 本投稿サービスの利用停止

JST は、投稿者が本規約又は Jxiv 閲覧規約に違反した場合は、当該投稿者による本投稿サービスの利用停止、本投稿サービスのアカウントの停止・抹消等、JST が必要と認める措置をとることができるものとします。

15条 本投稿サービスにおける当事者の責任

本投稿サービスに関し、JST の責任が以下のとおり制限される一方、投稿者及び著者はプレプリント及びプレプリントデータに関する責任を負担する可能性があり、投稿者は、かかる制限及び責任の負担について同意するものとします。

(1) JST の責任制限

- a. 第 12 条(1)項に定めるとおり、JST は、プレプリント、プレプリントデータの内容について保証をせず、これらに起因する損害について、責任を負担しません。
- b. 第 12 条(2)項から(4)項に定めるとおり、本投稿サービスは現状有姿の状況にて提供されるものであり、JST は、その継続性、可用性等について保証をせず、本投稿サービスの中断・停止、データの滅失・毀損等に起因する損害について、責任を負担しません。
- c. 投稿者は、自己の責任と判断に基づいて本投稿サービスを利用するものとし、

JST（その外部連携先を含みます。）は、第 10 条及び第 14 条に従って行った行為（プレプリントの公開、JST の判断による非公開、JST の判断による投稿者の本投稿サービスの利用停止、アカウント停止・抹消等を含みます。）に起因する損害について、責任を負担しません。

(2) 投稿者の責任

投稿者は、プレプリント及びプレプリントデータの内容に関し全ての責任を負い、これらに関し、JST が何らかの請求を受けた場合、JST を防御し、補償し、免責するものとします。また、投稿者が本規約又は Jxiv 閲覧規約に違反して JST に損害を発生させた場合も同様とします。

16 条 JST の責任制限についての特記

JST が本投稿サービスの提供に関し、何らかの損害賠償責任を負担する場合であっても、JST が賠償する損害の範囲は、投稿者及び/又は著者において現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲に留まるものであり、これは、その原因が契約、不法行為その他によるものかを問わず、また、JST が損害の可能性を知り又は知ることが出来た場合であっても同様です。但し、これは、かかる損害の発生に関し、JST に故意又は重大な過失がある場合には適用されません。

17 条 本規約の改正

JST は、合理的に必要と判断したときは、本規約の全部又は一部を改正することができるものとします。本規約の改正を行う場合、効力発生時期を定めて本投稿サービス上その他 JST が適当と認める方法で、その内容を周知するものとします。改正後の本規約の条件は、効力発生時に本投稿サービス上にあるプレプリント及びプレプリントデータから適用されるものとします。

18 条 準拠法及び管轄

本規約は、日本法に準拠し、本投稿サービスに関する投稿者と JST との間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄を有する裁判所とすることに合意するものとします。

19 条 言語

本規約の日本語版と他の言語版に齟齬がある場合は、日本語版が優先します。

（附則）本規約は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。

別記

ジャパンリンクセンターに関する条件

<ジャパンリンクセンター>

ジャパンリンクセンター（以下「JaLC」といいます）は、JST、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、国立国会図書館及び国立研究開発法人物質・材料研究機構が共同で運営している、日本国内の学術コンテンツを対象としたデジタルオブジェクト識別子（DOI）登録機関です。

<準会員>

JaLC の会員区分として、直接 JaLC へ DOI を登録可能な「正会員」及び、正会員を通じて JaLC に DOI を登録する「準会員」があります。

<DOI が付与されたプレプリントに関する書誌情報の JaLC に対する利用許諾>

投稿者は、JST に対し、DOI が付与されたプレプリントに関する書誌情報を利用する権利を次のとおり無償で許諾したものとします。

利用許諾の対象地域はいずれの場合においても世界中とします。

また、これらの利用につき、投稿者は、JST 及びその指定する第三者に対し著作者人格権を行使せず、著作者をして著作者人格権を行使させないものとします。

本別記に定める利用許諾は、撤回することができません。本規約本文中の利用許諾が失効した場合でも、本別記に定める利用許諾は有効に存続するものとします。

(1) 書誌情報

JST は、DOI が付与されたプレプリントに関する書誌情報、抄録及び引用情報を JaLC に提供し、JaLC はこれを利用（複製、翻訳、改変、編集、自動公衆送信、頒布等。オリジナルの利用か、派生物の利用かを問いません。また営利・非営利の目的の別を問わず、電子的方法による利用か否かを問わず、データ形式等も問いません。以下、本別記において同じ。）するとともに、被許諾者の如何を問わず、当該書誌情報、抄録及び引用情報の利用を許諾することができるものとします。

JaLC による利用許諾は、被許諾者が同様に再利用許諾する権利を含み、再利用許諾を受けた者も同様に再々利用許諾することができ、以降も同様とします。

なお、利用許諾の対象地域が世界中であることから、書誌情報中の著者の氏名等の情報は国外に提供されることがあります。

(2) 書誌情報に含まれる個人情報

書誌情報に含まれる著者情報の個人情報は、JaLC に提供され、JaLC から更に JaLC 正会員、国外を含めた JaLC 連携機関のサービスのユーザを含めた第三者へ提供されます。JaLC におけるこれらの個人情報の利用については、JaLC のプライバシーポリシーをご確認ください。